



×7回

4

交通法規指導

指導のねらい

自転車に関する交通法規を正しく身に付けさせる。

自転車には、車両として守らなければならない多くの決まりがあることを理解させる。

●活動例 学級活動、地域での活動

●指導計画のポイント

年間計画に従って、意図的・計画的に指導する。

●事前準備


・交通法規の確認

●連携関係機関

警察署、役所や教育委員会などから交通法規についての資料提供を受け、疑問点を解決する。

●指導の流れ

[具体的指導内容] (学級活動での使用例)

指導の流れ	留意点/ポイント
教師 ①学習シートを配り、短時間指導を繰り返す。	
②ワークシート（テスト等）を使って理解度を確認する。 	自転車に乗るために必要な交通法規を理解させる。

ワークシート① の回答

(回答) 問1 ①法律違反 ②歩行者 ③自動車 ④追い越し等 ⑤2
 問2 ①赤信号 ②自動車 ③状況把握 ④片手 ⑤不安定 ⑥危険
 問3 ①悪く ②障害物など ③発見 ④明るい ⑤反射材
 問4 ①ハンドル操作 ②バランス ③危険 ④迷惑行為

ワークシート② の回答

問1 ②	問2 ②	問3 ①	問4 ③	問5 ②	問6 ③
問7 ②	問8 ③	問9 ①	問10 ②	問11 ①	問12 ④

「自転車安全利用の5つのルールを知ろう！」

■自転車は「くるまの仲間」です！交通ルールを守って安全・安心な走行をしましょう！

ルール① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

◆自転車はくるまの仲間

自転車は、自動車と同じ「くるま（軽車両）」と位置づけられています。

◆車道通行が原則、歩道は例外

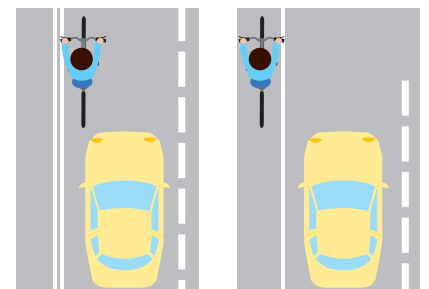
歩道と車道の区別のあるところでは、車道の左端を通行するのが原則です。



ルール② 車道は左側を通行

◆車道を通行する場合は、左端に沿って通行しなければいけません。

◆路側帯を通ることができますが、白の2本線の路側帯は、歩行者専用なので通れません。



歩行者専用路側帯

路側帯

ルール③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

◆歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



この標識がある歩道を通行することができます。

ただし、車道寄りの部分を徐行（ゆっくり進む）し、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行をさまたげるようなときは、一度止まるか自転車から降りて押して歩きましょう。また、次の場合にも、自転車は歩道を通行することができます。

◇自転車を運転している人が・・・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人

◇道路工事をしている、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することが出来ない場合

◆自転車専用通行帯を通行

自転車道や自転車専用通行帯があるところではそこを通行します。



元の写真が必要

ルール④ 安全ルールを守る

◆二人乗りの禁止

二人乗りはしてはいけません。

※16歳以上の運転者が幼児用座席を設けた自転車を運転する場合は、幼児用座席に6歳未満の者を1人に限り乗車させることができます。

◆信号に従う

信号機のあるところでは、その信号に従わなければいけません。

「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機に従わなければなりません。青信号が点滅してからの横断は、危険ですのでやめましょう。

◆並進の禁止



この標識があるところ以外では、2台以上で並んで走ってはいけません。前の自転車と安全な距離をとって、1列で走るのが原則です。

◆夜間はライトをつける

夜間はライトをつけなければいけません。また、尾灯、反射器材の付いていない自転車には、夜間乗ってはいけません。

◆止まれ

この標識があるところでは、一度止まって、安全を確かめてから通らなければいけません。

◆片手運転の禁止

両手でハンドルを確実ににぎって運転しましょう。

傘さしや携帯電話の使用による片手運転はしてはいけません。

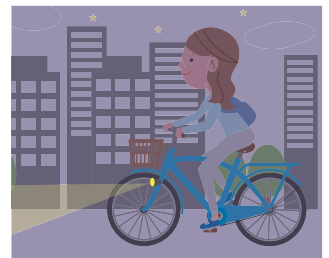
◆踏切での安全確認

踏切を渡るときは、一時停止をして安全を確かめなければいけません。

◆自転車の点検

自転車に乗る前には点検をし、悪い場所があったら整備しなければいけません。

ブレーキがこわれていたり、サドルにまたがったときに、両足先が地面に着かないような自転車に乗ってはいけません。



ルール⑤ 子どもはヘルメットを着用

子どもはヘルメットを着用

「安全のためヘルメットを着用するようにしましょう。」

※特に13歳未満の子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶるようにしましょう。

次のような乗り方も大変危険！！

- 手ばなし運転
- ゲタ・サンダルばき運転
- 荷物などをハンドルにかけての運転
- ジグザグ運転・競走
- ヘッドホンを使用しながらの運転
- 道路のななめ横断



自転車はバランスをくずしやすく、不安定な乗り物です。これらの危険行為・迷惑行為は、絶対にやめましょう。

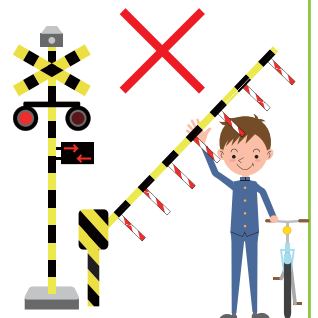
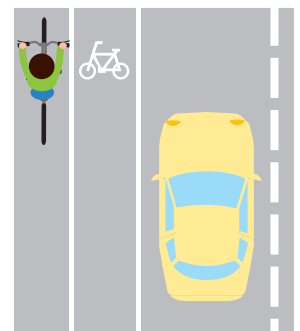


知らなきゃ怖い！平成27年6月1日 道路交通法の改正

平成27年6月1日の道路交通法の改正により、自転車の通行ルールが大きく変わりました。主に自転車の交通ルール違反や自転車での悪質な運転者への対策強化が盛り込まれており、自転車の運転車（適用されるのは14歳以上）に対して14項目の違反対象を設けました。また、自転車運転者講習制度が設けられ、3年以内に2回以上の危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習（講習時間3時間、講習手数料5,700円）を受講しなければなりません。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が課せられます。

＜危険行為（14項目）＞

1. 信号無視（信号の指示を無視すること）
2. 通行禁止違反（道路標識などで通行禁止されている場所を通ること）
3. 歩行者専用道での徐行違反等（歩道を徐行せずに通ること）
4. 通行区分違反（自転車専用レーンの枠外を通ること）
5. 路側帯通行時の歩行者妨害（歩道がない道で歩行者の通行を妨げること）
6. 遮断踏切立ち入り（閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り）
7. 交差点での安全進行业務違反等（交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど）
8. 交差点での優先者妨害等（交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど）
9. 環状交差点での安全進行业務違反等（右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど）
10. 指定場所一時停止違反（一時停止の指定がある場所で止まらないことなど）
11. 歩道通行時の通行方法違反（歩道で歩行者の通行を妨げること）
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（ブレーキ装置がなかったり、ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転）
13. 酒酔い運転（お酒を飲んでの自転車運転）
14. 安全運転義務違反（ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為。傘差し運転・スマホ等の操作による片手運転）



悪質な自転車利用者への対策が年々厳しいものとなっています！中学生以上が対象とされています！



「交差点の通行方法を知ろう！！」

1. 一時停止の方法

一時停止の標識のあるところ

- ①交差点では、自転車も一時停止をして、安全を確かめてから通ります。

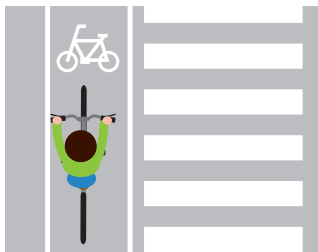


一時停止の標識のないところ

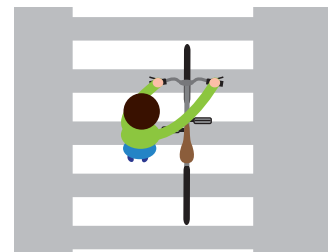
- ①交通量の少ない交差点でも、いきなり飛びださないで、安全を十分確かめ、速度を落として通ります。また、見通しの悪い交差点では、必ず一時停止をして安全を確かめてから通ります。

2. 道路を横断しようとするときは？

- ①近くに自転車横断帯があるときは、そこを通行します。



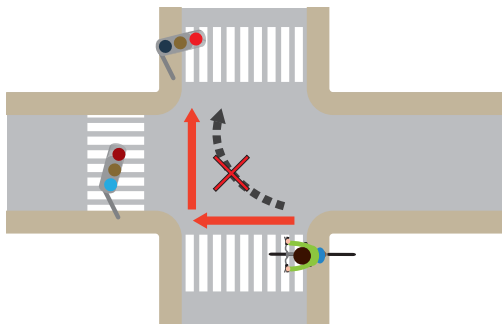
- ②自転車横断帯がないところも、近くに横断歩道があるときは、自転車を押して渡ります。



3. 交差点を右折するとき

信号機のある交差点で右折するとき

- ①後方の安全を確かめて一旦歩道に上がり、青信号で自転車横断帯を通過して交差点の向こう側まで進み、その地点で止まります。
②右に向きを変え、前方の信号が青になってから進みます。



信号機のない交差点で右折するとき

- ①後方の安全を確かめ、道路の左はしに寄ります。
※歩道がある場合は、一旦歩道に上がります。
②交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がります。
※自転車横断帯や横断歩道がある場合には、2に従い、交差点の向こう側まで進みます。

交差点を左折するとき

- ①後方の安全を確かめ、道路の左はしに沿って十分速度を落とします。
②横断中の歩行者の通行をさまたげないように注意して曲がります。

「自転車に関係のある標識・表示を知ろう！」

■自転車を安全に安心して利用できるように、道路にはたくさんの標識・表示があります。自転車を利用するときには、必ずこれら標識・表示を確認して、安全に走行しましょう。



自転車専用
自転車のみ通行できる。



自転車及び歩行者専用
自転車と歩行者のみ通行できる。



自転車横断帯
自転車は、横断帯を横断する。



並進可
2台の自転車が並んで通行できる。



歩行者専用
歩行者のみ通行できる。



横断歩道と自転車横断帯
横断歩道と自転車横断帯が近接した場所に設置されていることを示す。



通行止め
歩行者、車両、路面電車のすべてが通行できない。



車両通行止め
自動車や自転車など、よこを通行できない。



車両進入禁止
車両は、この標識がある方向から進入することはできない。



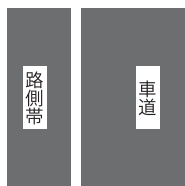
自転車通行止め
自転車は通行できない。



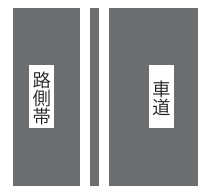
一時停止
自転車も含めて、車両、路面電車は、一度止まらなければならない。



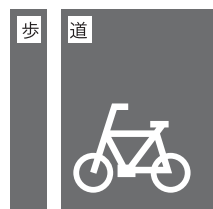
徐行
すぐに止まることができる速さで走る。



路側帯
自転車は車道の左はしの路側帯を通行することができる。



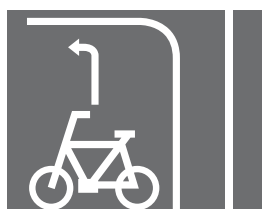
歩行者専用路側帯
自転車は白の二本線の標示のある路側帯は通ることができない。



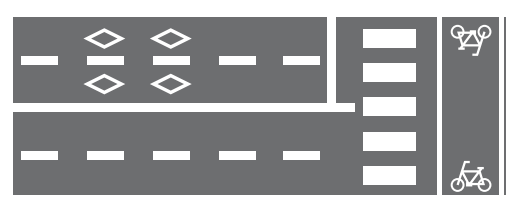
普通自転車の歩道通行部分
自転車が歩道を通行する場合、絵の描いてある方が、通行すべき部分である。



自転車横断帯
自転車が横断するための場所として示された部分である。絵の描いてある指定された部分を横断する。



普通自転車の交差点進入禁止
・自転車は、標示を越えて交差点へ進入してはいけない。
・左側の歩道に入らなければならない。



横断歩道又は自転車横断帯あり
◇印は前方に横断歩道又は自転車横断帯が設定されていることを知らせる標示。



自転車利用者にとって、通行ルールが年々厳しいものとなっています！



「危険な乗り方と交通違反」

年 組 名前

■次の乗り方がなぜ危険なのかを考え、の中にあてはまる言葉を下から選んで番号で書きましょう。そして、日頃の自分の乗り方を振り返ってみましょう。

1 並進



並進は（道路交通法違反）です。

並進すると、やの走行の妨げになるだけでなく、無理なを誘発してしまったり、話に夢中になって周囲の状況が把握できなくなってしまうことで、大事故につながる可能性もあります。ただし、並進可の標識のある場所は、台まで並進できます。

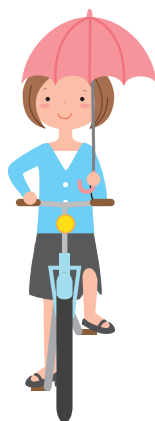
道路交通法第19条の規定違反
2万円以下の罰金又は科料！



並進可の標識

- ①歩行者 ②2 ③追い越し等 ④自動車 ⑤法律違反

2 傘さし運転



傘さし運転をすると、傘で視界が遮られ、やの接近にも気付きにくくなる。また、自動車の警音器の音が聞こえにくいなど、周囲のが疎かになります。

また、運転になることで、ハンドル操作がになり、ブレーキ操作ができないので、とっさのに対応できません。

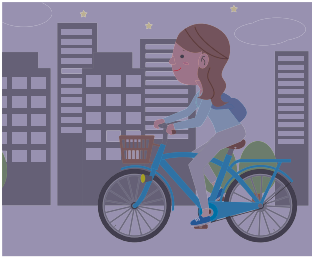
道路交通法第71条に規定違反5万円以下の罰金！

携帯電話を
見ながらの運転も同じく
危険な運転だよ！



- ①片手 ②赤信号 ③危険 ④自動車 ⑤不安定 ⑥状況把握

3 無灯火運転



夜間は周囲の見通しが [] なるため、ライトを点灯しないと、自分自身が [] に気付くのが遅れるのはもちろん、車の運転者や歩行者からの [] も遅れるので、大変危険です。
[] 服を着たり [] を活用し、他の自動車や歩行者に自分の自転車の存在を知らせるようにしましょう。

道路交通法第52条の規定違反 5万円以下の罰金！

①反射材 ②明るい ③悪く ④発見 ⑤障害物など

4 二人乗り



二人乗りは、[] が不安定になり、[] を崩しやすく、歩行者や車等とぶつかりそうになり、とっさの [] に対応できません。自転車に乗っている本人たちだけでなく、他の歩行者や自動車などにとっても危険であり、[] です。

道路交通法第57条の規定違反 2万円以下の罰金又は科料！

①迷惑行為 ②ハンドル操作 ③バランス ④危険

「自転車運転上の注意事項を確認しよう！」

■次の問題を読んで、正しいと思う番号を○でかこみましょう。

年 組 名前

問1 自転車は道路交通法上何の仲間になる？

- ①歩行者
- ②自動車
- ③どれでもない

問2 自転車は車道のどの部分を走る？

- ①車道の右側の端
- ②車道の左側の端
- ③どこでもよい

問3 自転車は歩道ではどの部分を走る？

- ①車道寄りの部分
- ②車道とは反対側の部分
- ③どこでもよい

問4 自転車が歩道を走れないのはどれ？

- ①車道での走行が危険と判断した場合
- ②13歳未満の子供または70歳以上の高齢者
- ③「自転車通行可」の標識がないとき

問5 この交差点の正しい横断方法は？

- ①横断歩道を通行する
- ②自転車横断帯を通行する
- ③どこでもよい



問6 この標識の意味は？

- ①自転車を押してあるかなければならない
- ②歩行者に注意（注意すれば自転車走行も可能）
- ③歩行者のみ通行することができる



問7 信号がない交差点での正しい右折方法は？

- ①交差点の中心の近くを通過して右折する
- ②交差点の内周に沿って右折する
- ③どこでもよい

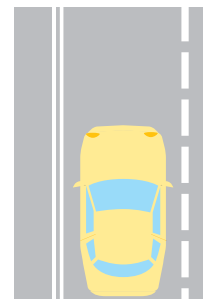
問8 この標識の意味は？

- ①安全確認すれば止まらなくてもよい
- ②自動車のみ止まらなければならない
- ③車両（自転車を含む）、路面電車は一度止まらなければならない



問9 白の2本線の路側帯の通行方法で正しいものは？

- ①歩行者専用のため通行不可
- ②車道の左側の端であれば通行可能
- ③状況により判断する



路側帯 車道

問10 踏切での通行で正しいものは？

- ①遮断機が下りはじめたら急いで通行する
- ②一時停止して安全を確認してから通行する
- ③安全が確認できれば一時停止しなくても通行できる

問11 道路標識について正しくないものは？

- ①道路標識は自動車のもので、自転車は従う必要はない
- ②一方通行では逆進入しない
- ③歩行者専用の標識がある歩道では、自転車は車道を走行する
- ④一時停止では止まる

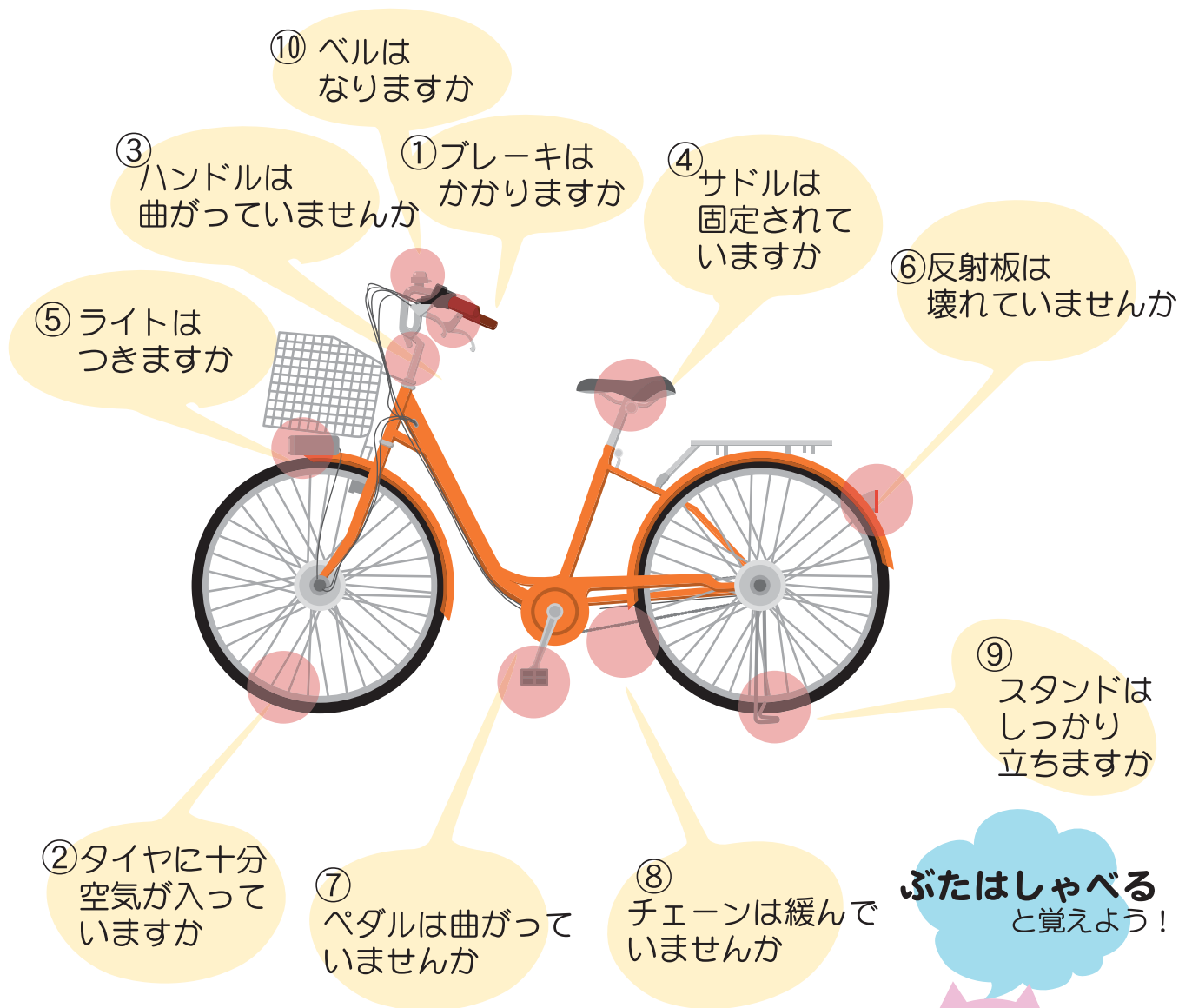
問12 次の中で正しいものはどれ？

- ①交通量が少なく、道路が広ければ並進をしてもよい
- ②足先がつかなくても、ペダルが踏めれば運転してもよい
- ③歩行者が前を歩いている時は、ベルを鳴らしてどいてもらう
- ④自転車に乗る前は必ずブレーキ等の点検を行う

「ぶたはしゃべる」で安全点検！

■点検ポイントで自転車の点検をしよう

年 組 名前



ぶたはしゃべると覚えよう！



☆各点検ポイントを点検したら、下の欄にチェックしよう！

ぶ	た	は	しゃたい						べる
① ブレーキ	② タイヤ	③ ハンドル	④ サドル	⑤ ライト	⑥ 反射機材	⑦ ペダル	⑧ チェーン	⑨ スタンド	⑩ ベル

「自転車運転上の注意事項を確認しよう！」

年 組 名前

■次のA～Dの写真はどれも交通違反をしています。

自転車の乗り方としてどこが「あぶない」と思いますか。

また、どのようにすれば「安全に」「安心して」走行できると思いますか。

グループのみんな話し合ってみましょう。



(あぶないと思うところ)

(安全・安心して走行するためには?)



(あぶないと思うところ)

(安全・安心して走行するためには?)



C

(あぶないと思うところ)

(安全・安心に走行するためには?)



D

(あぶないと思うところ)

(安全・安心に走行するためには?)



5

自転車運転者の義務と責任

指導のねらい

自転車に乗る際に必要となる運転者の義務と責任を理解させる。

自転車による様々な交通事故の状況等を通して、事故を起こした時の法律的な責任と運転者としての義務があることを理解させる。また、交通事故によって当事者の家族等が受ける影響の重大さを理解させる。

●活動例 学級活動（道徳、保健・体育の時間）

●指導計画のポイント

年度当初に指導し、運転者としての義務と責任を自覚させる。





●事前準備

「ひやり・はっと体験」のワークシート【p. 9～10】を配付して記入させておくと、当事者意識が高まる。

●連携関係機関

警察署、市役所から自転車の事故事例、事故を起こしたときの行動、法的責任や賠償責任、TSマーク等の概要等の資料や情報の提供を受ける。消防署から応急手当の資料や情報の提供を受ける。

●指導の流れ【具体的指導内容】（学級活動での使用例）

指導の流れ	留意点／ポイント
教師 ①運転者の義務と責任について 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の事故事例等を交えて説明する。 事故を起こしたときの責任と補償 事故を起こしたときに何をするか（義務） 事故に備えた保険制度（TSマーク等）があることについて理解させる。
生徒 ②交通事故によって当事者の家族等が受ける影響 	<ul style="list-style-type: none"> 朗読又は黙読（※）を通して、交通事故によって加害者・被害者が受ける様々な気持ちを考えさせる。
生徒 ③感想文 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故の恐ろしさや、加害者・被害者の心情を想像させる。 命の大切さを理解させる。 事故にあわない、事故を起こさない安全な行動を自覚させる。
教師 ⑤まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 事故には運転者としての義務と責任が伴い、自転車事故でも損害賠償請求がなされる。 交通事故を起こさない安全な自転車利用の重要性 命の大切さを理解させる。

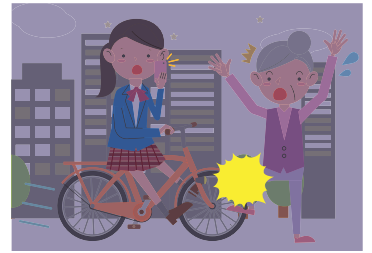
（※）別紙

「自転車の運転者としての義務と責任①を知ろう！」

1. 自転車事故でも加害者になる！

女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性と衝突したことにより、歩行中の女性が重度障害を負った。

⇒裁判所は、女子高生の危険行為が事故につながったとして、**約 5,000 万円**を重度障害を負った女性に支払うよう命じた。



5,000 万円は、

- ・ハンバーガー（300 円と仮定）にすると、約 103,330 個分！
- ・アルバイトの時給（850 円と仮定）にすると、約 36,470 時間分！

2. 事故を起こした場合の運転者としての責任って！？

自転車は、道路交通法上自動車と同じ「くるま（軽車両）」と位置づけられています。事故を起こした場合、自転車の運転者として**車の運転者と同じ責任を負うのです**。また、多額の損害賠償金が請求されたり、被害者の家族や友人だけでなく、自分の家族や友人が悲しんだり、苦しむことになります。自分だけの問題ではなく、及ぼす影響は非常に大きいものになります。

《3つの大きな責任》

① 民事上の責任

損害賠償（人にけがをさせたり、死亡させたり、物を壊した場合に金銭上の責任を問われます。）

② 刑事上の責任

14歳以上であれば、過失致死傷、重過失致死傷などの刑事処分を受けることとなります（刑罰には、懲役、禁錮、罰金、科料があります。）。

③ 道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

ほかにもある自転車事故における損害賠償の例

【歩道走行中の事故】

【スピードの出し過ぎによる事故】

【夜間無灯火による事故】

対面歩行の女性のバッグの肩紐に引っかかり転倒、負傷させた
損害賠償額：約 1,700 万円

横断歩道を横断中の女性と衝突し高齢者は、転倒により死亡させた
損害賠償額：約 6,800 万円

対面歩行の女性と衝突し重度の障害を負わせた
損害賠償額：約 3,100 万円